

移行認定（実践編③）

一収支相償・公益目的事業比率

移行認定(実践編③)

収支相償について(50%繰入の場合)

○収支相償 ➤ 経常収益と経常費用を比較 ⇨ 第一段階(事業単位)と第二段階(全体)で判断

☞別表Aに記載

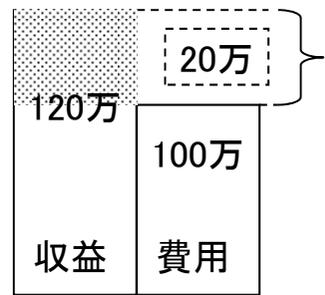
科目	公益目的事業会計			収益事業等会計 収等共通
	公1	...	共通	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
...				
経常収益計	○○		◇◇	□□
(2) 経常費用				
事業費				
...				
管理費			(*)	
...				
経常費用計	●●		◆◆	■■
2. 経常外増減の部				
他会計振替額			▽▽	▼▼
...				

第一段階: [○○]と[●●]を比較

第二段階: [□□]+[▽▽(*)]と [■■]を比較

(*)収益事業等からの利益の繰入額
⇨収益事業、その他の事業で黒字がある場合は、その50%以上を公益に繰入

プラスの場合について



収支相償を満たす場合

➤公益で得た利益を、法人内部の分配ではなく、公益目的に再投下する場合

[公益目的事業会計]

【第一段階・第二段階共通】

◎特定費用準備資金(*)の積立
ex.将来の公益目的事業の拡大

【第二段階のみ】

- ◆資産の取得・改良の資金(*)の積立
ex.公益目的に使用する建物の修繕積立金
- ◆当期の公益目的保有財産(*)の取得
ex.公益目的に使用する什器備品の購入
- ◆個別事情に応じた判断

(*):別表C(2)等に記載、反映

➡「申請書類の記載例」(別表A、G)もご参照下さい(HPに掲載)

営利目的での転載その他の使用は禁止します—法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

○公益目的事業比率 > 経常費用中の[公益] / [全体]の比率で判断 ⇨ 別表Bに記載

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	合計
	...	小計	...	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
...						
(2) 経常費用						
事業費						
...						
管理費						
...						
経常費用計		●●	▲▲	■	■	◆◆
2. 経常外増減の部						
...						

50%を下回る場合について

> 公益目的事業比率は、法人の活動を費用で換算するもの

必要に応じ、以下の「みなし費用」(*)を、調整額として、分子・分母に算入可能

(*)：費用として計上されないが、公益を発信していると思われることが可能なもの

- ① 土地の使用に係る費用額
⇨ 自己所有地の賃料相当額を費用擬制
- ② 融資に係る費用額
⇨ 無利子・低利融資を行う場合、市場金利との差額を費用擬制
- ③ 無償の役務提供に係る費用額
⇨ ボランティアの人件費を費用擬制
- ④ 特定費用準備資金への積立額

※：①②③は、それぞれ別表B(2)(3)(4)に記載
※：④は、収支相償の剰余金の説明にも可

公益目的事業比率 ⇨ 50%以上

$$= \frac{[\text{公益目的事業の費用}]}{[\text{経常費用の合計}]}$$

$$= \frac{[\bullet\bullet]}{[\blacklozenge\blacklozenge]} \quad (\text{調整額あり} \dots \text{右図参照})$$

➡ 「申請書類の記載例」(別表B、G)もご参照下さい(HPに掲載)